

保護者各位

板橋区子ども家庭部  
保育サービス課長 佐藤 隆行  
(公印省略)

### 気象災害が想定される場合の保育園の対応方針について (通知)

日頃より、板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、大型の台風や集中豪雨等により、人々の生活や生命が脅かされるような気象災害が全国各地で度々発生しており、このような状況が想定される場合においては、児童・保護者等の安全を最優先に対応する必要があります。

つきましては、気象災害が想定される場合の保育園（区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。）の対応方針について、下記のとおり定めましたので、あらかじめご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 気象災害が想定される場合の対応方針について

以下の基準に該当し、区対策本部等で決定した場合、**保育園は「臨時休園」**といたします。

##### 【休園判断基準】

- ▶ **気象災害が想定される場合**  
(区内に避難指示等が発令された場合、または発令が見込まれ、気象災害が想定される場合)
- ▶ **公共交通機関の計画運休が実施される場合**  
(JR・東武東上線・都営三田線、東京メトロ有楽町線・副都心線を対象に想定)
- ▶ **気象災害により保育体制の確保（施設被害及び職員体制等）が困難な場合**
- ▶ **その他、児童・保護者等の安全確保のため、必要と認める場合**

【臨時休園決定前においても児童・保護者等の安全のため、以下のお願いをさせていただく場合があります。可能な範囲でのご協力をお願いいたします。】

- ▶ 安全・円滑な引き渡しのため、早期のお迎えについて、ご協力いただくこと  
(保育園からの連絡前に保護者の判断により、早期にお迎えに来ていただくことも可能です)
- ▶ 翌日以降に気象災害等の発生が想定される場合には、可能な範囲での家庭保育のご協力をいただくこと

#### 2 保護者様への連絡方法について

在園の保育園より電話・メール等にて連絡させていただきます。

区より「板橋区保育園緊急連絡メール」でも配信しますので、ご登録をお願いいたします。

#### 3 保育料について

施設の浸水被害等により臨時休園が長期にわたる場合など、特段の状況を除き、原則上記臨時休園に伴う保育料の減額は行いません。

【担当】 保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3  
民間保育振興係（私立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2